

令和3年土幌町議会第5回臨時会

1 議事日程 令和3年12月20日(月曜日) 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 議案第1号 令和3年度土幌町一般会計補正予算

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

教育長	土屋 仁志	代表監査委員	佐藤 宣光
-----	-------	--------	-------

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	西野 孝典
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院施設長	増田 達也		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

| | |

秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和3年第5回土幌町議会臨時会を開会します。</p> <p>報告事項を申し上げます。町長は病気療養のため欠席届が提出されておりあります。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>1 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、伊藤健蔵議員及び6番、清水秀雄議員を指名します。</p> <p>2 日程第2、会期の決定を議題とします。</p> <p>お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は本日1日間に決定しました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
3	<p>日程第3、議案第1号 令和3年度土幌町一般会計補正予算を議題といたします。</p>
高木副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>本日臨時町議会を招集させていただいたのは、子育て世帯への臨時特別給付金について、年内に現金一括10万円の支給を開始するための補正予算を上程させていただくためであります</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付金に係る経過につきましては、先に閉会しました令和3年第4回定例町議会の一般会計補正予算において、児童一人5万円の現金支給について3,900万円の追加を行ったところでありまして、本町においては、公務員を除く児童手当の支給対象になっている世帯には12月中に支給、それ以外の方（高校生、公務員世帯）には来年1月に支給できるよう事務を進めておりまして、残りの5万円相当のクーポン配布については、国の方針が固まり次第、改めて補正予算を計上する予定でありましたが、全国の自治体で残りの5万円についてクーポンではなく現金で支給する動きが加速する中、12月13日の衆議院予算委員会で「年内の現金一括支給を認める。給付対象や給付金額が適切であれば、事後に政府が自治体に補助金を交付する」と答弁し、これらについて12月15日付けで国から通知があったところでありまして。</p> <p>土幌町としては、子育て世帯が入園、入学、進級を控えて必要なものを購入するにあたって、町内において購入できないものもあることから、</p>

残りの5万円相当についてクーポンではなく、現金での支給とし、一括で10万円の支給を行う方針としました。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1世帯当たり10万円についても、できるだけ早く支給できるよう合わせて追加補正を提出させていただいたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、総務企画課長及び保健福祉課長から説明いたします。

秋間議長
亀野総務
企画課長

総務企画課長

総務企画課長亀野よりご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度土幌町一般会計補正予算第7号ですが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億531万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ78億7,188万5千円に改めようとするものであります。歳出からご説明をいたしますので5ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に必要となる費用について、10節需用費に35万2,000円を追加、11節役務費に郵便料14万7,000円、口座振替料81万7,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金6,500万円を追加いたします。特定財源については子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金31万6,000円、非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金6,600万円を充当いたします。

次に3款2項4目児童手当費では、子育て世帯への臨時特別給付金への追加給付に伴い、18節負担金補助及び交付金に子育て世帯への臨時特別給付金3,900万円を追加いたします。特定財源につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を同額充当したところでございます。なお歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

引き続き詳細につきましては、保健福祉課長より補足説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長

説明資料1ページの令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金(18歳以下)の現金一括支給について、詳細を保健福祉課長藤村よりご説明申し上げます。この事業は、国が新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施するもので、12月15日に内閣府令和3年経済対策世帯給付金事業担当室から発出された事務連絡にもとづき、年内に一括10万円を給付するため、今臨時会に補正予算を計上したものであります。

事業の概要ですが、支給対象者は次に該当する児童の保護者で①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童、②平成15年4月2日から

平成18年4月1日生まれの高校生、③令和3年10月から翌年3月31日まで生まれる児童で①から③については、右の表にあります保護者の世帯が児童手当の所得制限限度額を超えた場合は対象外となります。支給額は対象児童一人当たり変更前の5万円を一括10万円とし、支給日は①児童手当の支給対象となる児童を含む世帯275世帯541人分を12月29日に予定しており、この世帯は申請不要となります。なお①以外では、翌年1月から対象者の申請を受付け、速やかに支給できるよう準備をすすめております。予算計上額は、予算額と同額分の3,900万を追加するもので、対象児童780人410世帯を想定しており、事業に係る経費も含めて、全額国庫補助対象を予定しております。

2ページに移りまして、引き続き「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」についてご説明いたします。

この事業も国が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける住民税非課税世帯等に対し、臨時特別的な給付措置として実施するもので事業の概要ですが、支給対象者は①住民税非課税世帯で12月10日現在世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、②家計急変世帯は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、いずれも課税者に扶養されている世帯は対象外となります。

支給額は1世帯当たり10万円、支給日は①の住民税非課税世帯は、確認書を送付し支払先等を確認後、翌年1月からを予定。②の家計急変世帯は、申請手続き後、諸要件を確認し随時支払う予定であります。予算計上額は、住民税非課税世帯が600世帯、家計急変世帯が50世帯と想定し、事務費を併せて6,600万円となっており、この事業も全額国庫補助対象でございます。

以上で説明を終わります。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

5番、伊藤議員

伊藤議員

子育て世帯への臨時特別給付金について質問をしますが、子育て世帯への臨時給付金については、政府の対応が二転三転しましたが、10万円一律給付の提案がなされましたので適切と考えますが、そこで先ほどの説明にもありましたけれども、詳細の数値をお聞きしたいのですが、18歳以下の世帯総数とその人数、そしてこの給付金の対象となった世帯数と人数が410戸と780人ですが、差し引き支給対象外となった世帯数と人数をお聞きしたい。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健

保健福祉課長藤村からお答え申し上げます。

福祉課長

111世帯228人の見込みでございます。

秋間議長

5番、伊藤議員

伊藤議員

それで差し引きすればわかるのですが、大体支給対象外となった世帯は

2割を超えている。その時に支給対象外の家庭があるということは、子どもの学校生活の中で、格差や分断を感じることをないように、教育現場でしっかり指導することが必要でないかと思いますが、教育長の考えをお聞きしたい。

秋間議長

教育長

土屋教育
長

それで分断どうこうというのは私は思っていないんですが、学校の現場の中で、もしそういうことがあるのであれば対応はしていきたい。直接子どもたちにこの部分で影響があるとは、考えておりません。

秋間議長

そのほかにありませんか、3番、大西議員

大西議員

19市町村で1町村だけ960万円の収入があっても支給するということでありませけれども、土幌町で960万円以上の所得でもらえない子どもたちは何人なのか、世帯はどのくらいなのかお聞きします。

秋間議長

保健福祉課長

藤村保健

保健福祉課長藤村からご説明させていただきます。

福祉課長

111世帯228人の見込みでございます。

秋間議長

3番、大西議員

大西議員

今、1町村でも全部支給しようと話がありますが、土幌町が228人ということは2,280万円ですから相当な金額になります。そういう対象者に給付するかどうか、町長が入院していますから、副町長では決断できないと思いますが、町長とも話はしていると思います。その辺はどのように扱っていきたいと思っていますか。

秋間議長

副町長

高木副町
長

今回の給付金のモデルケースでは、報道されているとおり4人家族で夫婦と児童2人という世帯においては、所得制限で給与収入が960万円以上の方は対象外となっているわけでございます。今回の補正予算を提出する際に、対象とならない方への町での単独事業としての支給については、検討させていただいた訳でございますが、対象外の人数を先ほども申し上げましたが、228人ということで予算的には2,280万円となります。これを全て町の一般財源で賄わなければなりませんので、本町の規模としては、非常に大きな金額と考えております。今年度、町の単独事業として行っております、子育てに関する経済的支援といたしましては、子どもの育ち応援特別給付金というものがございまして、1世帯5万円ですとか、高校生を対象といたしました、高等学校等就学支援金というのが1人10万円というのがございませけれども、これらは所得の要件がございまして、先ほどの国のケースと同じ4人家族で児童2人で比較いたしますと、町の方は世帯での給与収入が490万円以下の方を対象としてございまして、今回の国の給付金の約半分の収入の方を対象としております。町といたしましては、支援が必要な世帯に対して、子育ての経済的な負担を軽減するというを給付金の目的と考えてございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長	そのほかありますか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は、全て終了しました。 会議を閉じます。 令和3年第5回土幌町議会臨時会を閉会します。 (午前10時18分)